横須賀地区特別養護老人ホーム入所の取扱い

横須賀市福祉部長

横須賀地区特別養護老人ホーム入所の取扱い(以下「取扱い」とします。)は、神奈川県が作成した「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針(以下「県指針」とします。)」の規定に沿うこととしますが、県指針中「3 入所を決定する基準」については、以下に定めるとおりとします。

3 入所を決定する基準

委員会は、次の基準に基づき、入所判定の対象となる者について入所の優先順位を決定します。

(1) 入所優先順位の評価基準

委員会は、次の勘案項目について、それぞれ別表により点数化し、合計点数の高い順に入所の優先順位を決定します。

(勘案項目)

- ① 要介護度
- ② 介護者の状況
- ③ 特記事項

医療的処置の状況、住居環境、介護保険による居宅サービスや施設サービスの 利用状況、地域性等において、特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合 は、委員会の判断により勘案します。

注 「地域性」とは、地域や家庭との結び付きを重視した施設運営を図るため、 施設が所在する市町村若しくは近隣市町村に居住している者又は家族等が居住 している者を優先することをいいます。

(2) 特別な事由による優先入所

(1)により決定した優先順位にかかわらず、次の場合には、施設の委員会の判断により、優先入所を決定することができます。

① 市町村から入所依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は家庭等における虐待や介護放棄、事故の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合は優先することができます。

② 長期入院後に再入所する場合

入所者が入院治療の必要が生じて病院に入院し、概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、入院が3か月を超えた場合についても、在宅生活が困難と認められるなど、状況に応じて再入所を優先することができます。

③ 緊急性等が認められる場合

入所希望者や介護者の心身の状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所を必要と すると認められる場合は優先することができます。

④ 退所後に再入所する場合

入所者が退所後に、心身の状況が急に悪化し、退所前の状況と変わらない状況であると認められる場合は、再入所を優先することができます。

(3) 施設の状況による入所者決定の調整

委員会は、原則として(1)で決定した優先順位に基づき入所を決定しますが、適切な施設サービスの提供を確保するため、次のとおり入所者の決定を調整することができます。

なお、調整を行う場合には、調整が必要な理由及び調整の内容を記録します。

① 性別・認知症等の症状

多床室で男女混合となることを避けたり、入所者の障害や症状等の態様に応じたサービス提供を行うなどの目的で、性別や認知症等の症状などに応じて、入所者の決定を調整することがあります。

② 医療ニーズ

胃ろうによる栄養管理、たんの吸引等医療的処置が必要な場合は、看護職員の勤務体制や設備の状況に応じて、入所者の決定を調整することがあります。

③ 在宅・入所相互利用

在宅生活を継続する観点から複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて計画的な施設利用を行う在宅・入所相互利用(ホームシェアリング)を行おうとする場合に、定期的・継続的な入所を実施する観点から、入所者の決定を調整することがあります。

(4) 入所辞退の取扱い

入所希望者の都合により入所辞退があった場合は、一時的に入所決定を繰り下げる 取扱いとし、その順位付けについては、辞退の理由等を考慮して各施設が判断するこ ととします。

(5) その他

① 取扱いの見直しについて

この取扱いは、県指針が見直された場合、又は運用中に見直しする必要が生じた場合に、市と横須賀地区施設長連絡会で見直しについて協議することとします。

② 取扱いの適用時期

この取扱いは、平成27年4月1日から適用します。

別表 入所順位の評価基準 (3 (1)関係)

1 要介護度

要介護度 5	45点
要介護度4	40点
要介護度3	30点
要介護度 2	20点
要介護度1	10点

2 介護者の状況

身寄りがない若しくは家族等がいても疎遠であるなど介護する者 がいない	45点
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入 院中などの状況により、事実上介護が不能	40点
介護する者はいるが、要介護状態、病気療養中、障害を有するなど の状況にあり、十分な介護が困難	35点
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介 護が困難	25点
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な 介護が困難	25点
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	25点

3 特記事項

員会の判断により、その状況に応じて点数を加算することができる。	合計で10 点を限度と
(例)① 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合	する
② 住居環境(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難)が介 護に適さない場合	
③ その他の事情により特別養護老人ホーム以外の生活が難しい と判断される場合など	